

《薬の取り扱い》

お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのが原則です。しかし、やむを得ない事情があって保護者が登園出来ない時に、保護者の依頼を受けて保育園側で保護者に代わって与える場合があります。

この場合、万全を期するために「**薬の依頼書**」「**投薬指示書（医師記入）**」に必要事項を記入していただき、薬を使用する日に保育園スタッフに手渡していただきます。「**薬の依頼書**」は原則として同じ薬であっても1回につき1枚となります。（長期にかかる場合は、ご相談ください。）「**薬の依頼書**」は大事な書類となりますので正確に記入して下さい。

主治医の診察を受ける時は、①お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、②保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝えし、可能であれば1日2回（朝晩）にしてもらって下さい。

《薬を使用するための条件》

- 1、園長の許可が必要
- 2、「薬の依頼書」と処方箋があること（処方箋はコピーをしてお返しします。）
- 3、医師の処方した薬であること（市販薬等は受けかねます。）
- 4、内服薬対象児童はできるだけ「**たんぽぽ組**」以上であること
- 5、薬は必ず保護者が保育士へ渡すこと
- 6、依頼する薬は1回分であること（シロップは容器で1回ごと）
- 7、薬の依頼書には「**名前（フルネーム）**」「**日付**」「**飲ませる時間**」「**何の薬**」か記入されていること

以上の条件が全てそろっている必要があります。

《その他の注意事項》

- ・保護者の個人的な判断で持参した薬は、保育園では対応できません。
- ・処方箋が発行されなかった場合は、薬の入っている袋を持参ください。（日付と本人の薬であるか確認するためです。）
- ・慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または園医の指示に従うとともに相互の連携が必要です。

どうしても保育園で薬を使用することが必要な場合のみですので十分なご理解をお願いします。